

議員定数等検討委員会報告書

令和 8 年10月 7 日

神奈川県議会 議員定数等検討委員会

当委員会において、神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関して行った協議の結果を、次のとおり議長に報告する。

1 はじめに

当委員会は、議長からの依頼により、令和9年春に想定される次回の一般選挙に向けて、神奈川県議会議員の定数（以下「総定数」という。）、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、令和7年度議会改革検討会議での協議結果¹を踏まえ、検討を行った。

2 当委員会の協議結果

(1) 総定数について

総定数は、105人とする。

(2) 選挙区について

ア 三浦市選挙区は、特例選挙区²として存置せず、横須賀市選挙区と合区し、横須賀市及び三浦市を合わせた区域をもって1選挙区とし、その名称を「横須賀市・三浦市」とする。

イ その他の選挙区の区域は、現行のとおりとする。

(3) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

ア 合区して設ける「横須賀市・三浦市」選挙区の定数を5人とする。

イ 横浜市青葉区選挙区の定数を1人減、川崎市多摩区選挙区の定数を1人増とする。

なお、これにより、それぞれの選挙区の新定数は、横浜市青葉区選挙区は3人、川崎市多摩区選挙区は3人となる。

ウ その他の選挙区において選挙すべき議員の数は、現行のとおりとする。

¹ 令和7年度議会改革検討会議での協議結果

参考資料「議会改革検討会議報告書（令和8年3月23日）」抜粋参照

² 特例選挙区

公職選挙法第271条に「昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第15条第2項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。」と規定されている。

(4) 条例改正の時期について

令和８年第３回定例会において、速やかに神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例を改正することを提案する。

３ 当委員会の協議内容

(1) 総定数の協議・決定

本県議会では、常任委員会が本会議における審議内容の相当部分を実質的に担っており、常任委員会の役割は大きく、現在の総定数は、常任委員会数及び各委員会に配当される委員数を基礎に算出されている。

県人口は微減傾向であるが、県に対する行政需要は増大し、果たすべき役割も増加傾向にある中で、現状の常任委員会数・各委員会に配当された委員数で、これまで、適切にその役割を果たしてきたこと等を踏まえ、総定数については、現状を維持し、105人とする 것을 全会一致で決定した。

(2) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の協議・決定

県議会議員の地域代表的性格と本県の特性を踏まえ、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、各地域の住民の生活や経済活動の現在の実態等を考慮し、総合的な検討を行った結果、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、次のとおり、「ア」及び「ウ」を全会一致で、「イ」を賛成多数で決定した。

ア 選挙区については、強制合区の対象となる選挙区は除き、現行の選挙区を維持する。

イ 強制合区の対象となった三浦市選挙区については、特例選挙区として存置せず、横須賀市選挙区と合区する。

ウ 各選挙区において選挙すべき議員の数については、公職選挙法第15条第8項の原則どおり、人口に比例して配分する。

この配分により、人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数よりも少ない、いわゆる逆転現象は発生しない。また、各選

選挙区の議員一人当たりの人口は、最も少ない寒川町選挙区が48,081人、最も多い座間市選挙区が131,882人で、人口較差は2.74倍となる。

なお、県政会・立憲神奈川ネットから「イ」について、令和9年の一般選挙については、三浦市選挙区を特例選挙区として存置すべきとの反対意見があった。

議会改革検討会議報告書

令和 8 年 3 月 23 日

神奈川県議会 議会改革検討会議

Ⅱ 神奈川県議会における議員定数等の考え方について

1 趣旨

県議会では、前回の一般選挙（令和５年４月執行）に当たり、議員定数等検討委員会における協議を経て、令和４年５月に、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の一部改正を行った。

次回の一般選挙の執行時期は令和９年と想定されることから、当会議は、議長からの依頼に基づき、議員定数等検討委員会において行われることとなる具体的な定数、選挙区等に関する協議に先立ち、県議会における議員定数等の考え方について協議を行った。

なお、議員定数等を定める際は、最近の国勢調査の結果による人口を用いる必要があるが、令和７年国勢調査の結果は令和８年に公表が予定されている。そのため、当会議では、県人口統計調査結果を用いて協議を行った。

2 協議結果

（１）総定数の考え方について

ア 常任委員会中心主義

県議会の役割である行財政運営の監視や政策立案などを行うには、広範な分野において高度かつ専門性の高い機能を発揮することが求められることから、県議会では、そうした機能を十分に発揮するため、常任委員会が本会議における審議内容の相当部分を実質的に担う常任委員会中心主義を尊重してきた。

こうした考えの下、現在の総定数は、常任委員会数及び各委員会に配当される委員数を基礎に、算出されている。

本県を取り巻く社会環境として、超高齢社会や本格的な人口減少社会への対応、自然災害、デジタル化の加速、世界的な脱炭素化の潮流などがあり、このような様々な変化や課題に対応するために、県の果たすべき役割は増加傾向にある。

常任委員会では、付託議案の審査を行い、本会議では、その審査結果のとおり諮ることとしている。それに加え、広範な県政課題についても、専門的な調査を行っている。こうしたことから、依然として常任委員会の役割は大きい。

イ 常任委員会数、各委員会に配当される委員数

県に対する行政需要が増大し、果たすべき役割も増加傾向にある中においても、現状の常任委員会数・各委員会に配当される委員数で、付託議案の審査及び広範な県政課題についての専門的な調査を行うことができる。

ウ 令和7年国勢調査の結果を見据えた検討

県人口統計調査結果から推計すると、次回（令和9年）の一般選挙に向けては、県人口が微減傾向となることが見込まれるが、依然として常任委員会の役割は大きく、これまで、適切にその役割を果たしてきたこと等を踏まえると、総定数については、現状を前提とした検討を行うことが適当であると考え。

（2）選挙区の考え方について

ア 地域代表的性格を支える選挙区のあり方

〔県議会議員の性格と本県の地域特性〕

県議会議員は、県民全体を代表する立場であると同時に、特定の選挙区から選出された地域代表としての性格を有している。

本県は、3つの指定都市、歴史や文化に彩られた街、豊かな自然などが所在し、利便性と歴史・文化・自然といった多彩な風土や背景を併せ持った地域である。

〔選挙区のあり方〕

選挙区の変更を行う場合にあっては、県議会議員の地域代表的性格と本県の特性を踏まえ、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、様々な地域的差異がある本県の実情に即して、なるべく幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を追求していくべきであると考え。

イ 周知期間

これまで、選挙区のあり方に重要な変更を行う場合には、選挙民の利益等を考慮し、少なくとも1年程度の周知期間を設ける必要があるとしてきた。

しかし、令和7年国勢調査結果の確定値については、令和8年

秋頃に公表される予定であるため、1年程度の周知期間を設けることはできない。

そのため、令和7年国勢調査結果の確定値が公表され次第速やかに、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」を改正し、できる限り長く周知期間を設けるべきと考える。

○ 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区の名称	選挙区の区域	人口（人）	選挙すべき議員の数（人）		
			現行	新	増減
横浜市鶴見区	横浜市鶴見区	294,720	3	3	なし
横浜市神奈川区	横浜市神奈川区	252,260	3	3	なし
横浜市西区	横浜市西区	108,145	1	1	なし
横浜市中区	横浜市中区	154,681	2	2	なし
横浜市南区	横浜市南区	198,470	2	2	なし
横浜市港南区	横浜市港南区	209,454	2	2	なし
横浜市保土ヶ谷区	横浜市保土ヶ谷区	203,619	2	2	なし
横浜市旭区	横浜市旭区	239,504	3	3	なし
横浜市磯子区	横浜市磯子区	163,579	2	2	なし
横浜市金沢区	横浜市金沢区	192,098	2	2	なし
横浜市港北区	横浜市港北区	363,598	4	4	なし
横浜市緑区	横浜市緑区	181,166	2	2	なし
横浜市青葉区	横浜市青葉区	306,583	4	3	1 減
横浜市都筑区	横浜市都筑区	214,025	2	2	なし
横浜市戸塚区	横浜市戸塚区	280,226	3	3	なし
横浜市栄区	横浜市栄区	119,093	1	1	なし
横浜市泉区	横浜市泉区	149,430	2	2	なし
横浜市瀬谷区	横浜市瀬谷区	120,301	1	1	なし
川崎市川崎区	川崎市川崎区	233,357	3	3	なし
川崎市幸区	川崎市幸区	175,700	2	2	なし
川崎市中原区	川崎市中原区	269,570	3	3	なし
川崎市高津区	川崎市高津区	236,857	3	3	なし
川崎市宮前区	川崎市宮前区	235,603	3	3	なし
川崎市多摩区	川崎市多摩区	228,812	2	3	1 増
川崎市麻生区	川崎市麻生区	179,672	2	2	なし
相模原市緑区	相模原市緑区	166,106	2	2	なし
相模原市中央区	相模原市中央区	270,915	3	3	なし
相模原市南区	相模原市南区	281,887	3	3	なし

選挙区の名称	選挙区の区域	人口（人）	選挙すべき議員の数（人）		
			現行	新	増減
横須賀市・三浦市	横須賀市及び三浦市	403,368	(横須賀市) 4	5	なし
			(三浦市) 1		
平塚市	平塚市	257,765	3	3	なし
鎌倉市	鎌倉市	169,851	2	2	なし
藤沢市	藤沢市	443,726	5	5	なし
小田原市	小田原市	184,972	2	2	なし
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	244,680	3	3	なし
逗子市・葉山町	逗子市及び葉山町	85,264	1	1	なし
秦野市	秦野市	161,829	2	2	なし
厚木市・愛川町・清川村	厚木市、愛川町及び清川村	264,677	3	3	なし
大和市	大和市	246,152	3	3	なし
伊勢原市	伊勢原市	100,352	1	1	なし
海老名市	海老名市	141,588	2	2	なし
座間市	座間市	131,882	1	1	なし
南足柄市・足柄下	南足柄市、箱根町、真鶴町及び湯河原町	76,993	1	1	なし
綾瀬市	綾瀬市	83,013	1	1	なし
寒川町	寒川町	48,081	1	1	なし
大磯町・二宮町	大磯町及び二宮町	56,990	1	1	なし
足柄上	中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町	63,308	1	1	なし

備考 太枠で囲んだ部分が変更となる箇所

※ 令和7年国勢調査の結果による人口

○ 議員定数等検討委員会における協議経過

開催日	開催回	協議・決定事項
令和８年５月２７日	第１回	○ 委員長及び副委員長の互選
令和８年６月２２日	第２回	○ 議員の定数、選挙区等に関する協議
令和８年６月２６日	第３回	○ 総定数を決定
令和８年７月１３日	第４回	○ 議員の定数、選挙区等に関する協議
令和８年９月７日	第５回	○ 議員の定数、選挙区等に関する協議 ○ 少数会派への意見聴取を決定
令和８年９月１１日	第６回	○ 少数会派からの意見聴取結果の報告
令和８年１０月２日	第７回	○ 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を決定 ○ 議員定数等検討委員会報告書案の協議
令和８年１０月７日	第８回	○ 議員定数等検討委員会報告書を決定

議員定数等検討委員会委員名簿

委員長 柳 下 剛（自 民 党）

副委員長 米 村 和 彦（立憲民主党・かながわクラブ）

委員（自 民 党）
難 波 達 哉 山 口 美津夫
芥 川 薫 山 本 哲

（立憲民主党・かながわクラブ）
菅原 あきひと 斉 藤 たかみ

（かながわ未来）
近 藤 大 輔

（公 明 党）
谷口 かずふみ

（県政会・立憲神奈川ネット）
小 川 久仁子